6　水産業協同組合法の特例

事業計画の承認を受けた株式会社は、水産業協同組合法（昭和二三年法律第二四二号）第七九条の規定の特例として、漁業生産組合の組合員となることができることとした。（第一一条関係）

7　投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

5に係る事業計画の承認を受けた投資事業有限責任組合が行う投資（当該投資の対象とする外国法人である農林漁業法人等が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与すると認められることについて、農林水産大臣の確認を受けた場合に限る。）については、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成一〇年法律第九〇号）による海外投資割合に対する規制の対象外とすることとした。（第一二条関係）

8　施行期日等

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（法律第二七号）（総務省）

1　趣旨

趣旨に関する事項（第一条関係）

趣旨に、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めることを追加することとした。

2　定義に関する事項（第二条関係）

㈠　特定電気通信役務提供者の定義を、特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する者とした。

㈡　侵害情報の定義を、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする情報とした。

㈢　発信者情報の定義を、氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものとした。

㈣　開示関係役務提供者の定義を、次のいずれかに該当する者とした。

(1)　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者

(2)　関連電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該特定電気通信に係る侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる当該侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る(1)の者である者を除く。）をいう。以下同じ。）

㈤　発信者情報開示命令の定義を、裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、開示の請求に基づく発信者情報の開示を命ずることとした。

㈥　発信者情報開示命令事件の定義を、発信者情報開示命令の申立てに係る事件とした。

3　発信者情報の開示請求に関する事項

㈠　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発信者情報については(1)及び(2)のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができることとした。（第五条第一項関係）

(1)　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

(2)　当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(3)　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

㈡　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した関連電気通信役務提供者に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとした。（第五条第二項関係）

(1)　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

(2)　当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(3)　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

㈢　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した関連電気通信役務提供者に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとした。（第五条第二項関係）

(1)　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

(2)　当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(3)　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

㈣　開示関係役務提供者の定義を、次のいずれかに該当する者とした。

(1)　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者

(2)　関連電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該特定電気通信に係る侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる当該侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る(1)の者である者を除く。）をいう。以下同じ。）

㈤　発信者情報開示命令の定義を、裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、開示の請求に基づく発信者情報の開示を命ずることとした。

㈥　発信者情報開示命令事件の定義を、発信者情報開示命令の申立てに係る事件とした。

4　発信者情報の開示請求に関する事項

㈠　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発信者情報については(1)及び(2)のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができることとした。（第五条第一項関係）

(1)　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

(2)　当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(3)　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

㈡　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した関連電気通信役務提供者に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとした。（第五条第二項関係）

(1)　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

(2)　当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(3)　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

㈢　㈠及び㈡の「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものとした。（第五条第三項関係）

開示関係役務提供者の義務等に関する事項

㈠　開示関係役務提供者は、開示の請求を受けたときは、一定の場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならないこととするとともに、発信者情報開示命令を受けたときは、一定の場合を除き、意見の聴取において開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないこととした。（第六条第一項及び第二項関係）

㈡　開示関係役務提供者は、一定の場合を除き、開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないこととした。（第六条第四項関係）

5　発信者情報開示命令に関する事項

㈠　裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、開示の請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができることとした。（第八条関係）

㈡　発信者情報開示命令の申立ての管轄について、裁判所が管轄権を有する場合を定める等の所要の規定の整備をすることとした。（第九条及び第一〇条関係）

㈢　裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあった場合には、一定の場合を除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならないこととするとともに、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、一定の場合を除き、当事者の陳述を聴かなければならないこととした。（第一一条関係）

㈣　発信者情報開示命令事件の記録について、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、その閲覧等を請求することができることとする等の所要の規定の整備をすることとした。（第一二条関係）

㈤　発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、当該申立ての取下げは、当該申立てについての決定がされた後である場合その他一定の場合においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないこととした。（第一三条関係）

㈥　発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができることとするとともに、当該訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、当該決定を認可し、変更し、又は取り消すこととした。（第一四条第一項及び第三項関係）